

八代市スポーツ大会出場奨励補助金交付要領

平成 27 年 2 月 17 日
市民協働部長専決

(趣旨)

第 1 条 この要領は、八代市補助金等交付規則(平成 17 年八代市規則第 170 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、本市のスポーツ活動の振興と発展に寄与するため、各種スポーツ大会の九州大会、西日本大会、全国大会及び又は国際大会に出場する選手等に対し、予算の範囲内で八代市スポーツ大会出場奨励補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学生 市内の小学校に通学する児童をいう。
- (2) 中学生 市内の中学校に通学する生徒又は市内に居住し市外の中学校に通学する生徒をいう。
- (3) 高校生 市内に居住し、又は通学する者で次に掲げるもののうち、20 歳未満であるものをいう。
 - ア 高等学校の生徒(単位制・定時制を含む。)
 - イ 高等専門学校第 1 学年から第 3 学年までの学生
- (4) 大学生 市内の大学(短期大学)又は高等専門学校(第 4 学年、第 5 学年又は専攻科)に通学する学生をいう。
- (5) 一般 市内に居住し、前各号のいずれにも該当しない者をいう。
- (6) 監督・コーチ 現に選手を指導し、監督している者(一般の選手を指導し、監督している者にあつては、市内に居住する者に限る。)をいう。
- (7) チームスタッフ 市内に居住し、又は通学する者で、大会に出場するための必要な人員として大会要項等により確認ができるものをいう。

(補助対象大会)

第 3 条 補助金の交付の対象となる各種スポーツ大会の九州大会、西日本大会、全国大会及び国際大会(以下「補助対象大会」という。)は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 次に掲げる機関又は団体が主催するアマチュアスポーツ大会で、職域又は特定組織等への所属等の制限がなく、広く誰もが参加できるもの(中学校体育大会を除き、オに掲げる団体が主催する大会にあつては、小学生のみが参加するものに限る。
 - ア 文部科学省
 - イ 地方公共団体
 - ウ 日本スポーツ協会及びその加盟団体
 - エ 日本オリンピック委員会及び別表第 1 に掲げる加盟団体
 - オ 日本レクリエーション協会及びその加盟団体
- (2) 次に掲げる国際大会のうち、各国の代表等が出場するもの
 - ア 世界選手権大会、アジア選手権大会、ユニバーシアード大会その他これに準ずる大会
 - イ 日本スポーツ協会の加盟団体又は別表第 1 に掲げる日本オリンピック委員会の加盟団体が日本代表等として出場者を派遣する大会
- (3) オリンピック・パラリンピック
- (4) 前 3 号に掲げる大会以外の全国大会及び国際大会で市長が特に認めるもの

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる者とする。ただし、補助対象者及びその人数は、補助対象大会の大会要項等により定められた範囲内とする。

- (1) 次のいずれかに該当する選手(高校生、大学生又は一般の補助対象者にあつては、出場する補助対象大会が全国大会又は国際大会であるものに限る。
 - ア 選考会、予選会等を経て補助対象大会に出場する者
 - イ 所属する競技団体の選抜、推薦等により出場する者
 - ウ 標準記録突破等の資格認定を受けて対象大会に出場する者
 - エ 熊本県又は九州の代表又は選抜チームの一員として対象大会に出場する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (3) 前 2 号に掲げる選手に係る監督・コーチ及びチームスタッフ(次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める人数のものに限る。
 - ア 小学生、中学生、高校生又は大学生の補助対象者が対象大会に個人で出場する場合及び一般の補助対象者が補助対象大会に団体で出場する場合 監督 1 人又はコーチ 1 人
 - イ 小学生、中学生、高校生又は大学生の補助対象者が対象大会に団体で出場する場合 監督 1 人、コーチ 1 人及びチームスタッフ 1 人

2 補助対象者（小学生、中学生、高校生及び大学生を除く。）は、市税を完納している者でなければならない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の交付回数は、個人又は団体にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 小学生、中学生、高校生又は大学生の補助対象者及び補助対象者に係る監督・コーチ及びチームスタッフ 1人年2回
- (2) 一般の補助対象者及び補助対象者に係る監督1人又はコーチ1人 1人年1回
- 3 出場する補助対象大会が第3条第2号又は第3号に掲げる国際大会であるときは、前項の規定にかかわらず、九州大会、西日本大会及び全国大会と別に年2回限り補助金の交付をすることができるものとする。
- 4 類似する別の大会出場奨励金又は補助金を受けて出場する個人又は団体に対しては、補助金を交付しない。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市スポーツ大会出場奨励補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、出場する補助対象大会の開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 補助対象大会（選考会、予選会等を含む。）の要項
- (2) 選考会、予選会等の記録又は補助対象大会への出場資格を証明する書類
- (3) 補助対象大会への参加申込書の写し又は補助対象大会の出場者名簿
- (4) 申請対象選手等名簿兼納付調査同意書（様式第2号）
- (5) 請求書

（実績報告）

第7条 申請者は、前条の申請に係る補助対象大会に出場したときは、当該補助対象大会の終了後14日以内に、八代市スポーツ大会出場奨励補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象大会のプログラム又は出場者名簿
- (2) 試合の結果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類等

（概算払による交付）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、規則第5条の規定により、決定した補助金の額の範囲内において概算払をすることができる。

2 市長は、概算払により補助金を交付した場合において、概算払により交付した補助金の額が規則第17条の規定による確定した補助金の額を超えるときは、その超える額を返還させるものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月24日経済文化交流部長専決）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日経済文化交流部長専決）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 31 日経済文化交流部長専決）

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日経済文化交流部長専決）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

団 体 名
一般社団法人全日本テコンドー協会及びその加盟団体
公益社団法人日本スカッシュ協会及びその加盟団体
一般財団法人全日本野球協会及びその加盟団体

別表第 2（第 5 条関係）

区 分		九州大会・ 西日本大会	全国大会及び 第 3 条第 4 号に 掲げる国際大会	第 3 条第 2 号に掲げる国際大会		第 3 条第 3 号に掲げ る大会
				国内開催	国外開催	
補助対象者 1 人あたり	小学生・ 中学生	5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	2 0, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円	1 0 0, 0 0 0 円
	高校生・ 大学生・ 一般					
団体で出場する大会 で交付対象者が 10 人 を超える場合の 1 団 体に交付する額		50,000 円の額 と 10 人を超え る人数に 2,000 円を乗じて得た 額との合計額	100,000 円の額 と 10 人を超え る人数に 2,000 円を乗じて得た 額との合計額	2 0 0, 0 0 0 円	3 0 0, 0 0 0 円	